

入札参加停止措置の概要

商 号 又 は 名 称	極東開発工業（株）								
所 在 地	大阪府中央区淡路町二丁目 5 番 1 1 号								
建設業許可番号	0 0－0 0 5 4 1 1								
入札参加停止期間	令和 7 年 11 月 6 日 から 令和 8 年 1 月 5 日まで（2 か月） 課徴金減免制度が適用された旨の申出書の提出があり、長野県建設工事請負人等選定委員会の承認があったことから、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領運用基準第 3 第 4 項により入札参加停止期間を 2 か月とする。								
事 実 概 要	公正取引委員会は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 7 年 9 月 24 日、極東開発工業（株）に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。								
理 由	長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第 2 第 5 号（独占禁止法違反行為）に該当し、建設工事の契約の相手方として不適当であると認められるため。								
備 考	【入札参加停止措置要領別表抜粋】 <table><tr><th colspan="2">措 置 要 件</th><th>期 間</th></tr><tr><td>独占禁止法違反行為</td><td>5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第 9 号に掲げる場合を除く。）</td><td>当該認定をした日から 4 か月以上18か月以内</td></tr></table>			措 置 要 件		期 間	独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第 9 号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 4 か月以上18か月以内
措 置 要 件		期 間							
独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第 9 号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 4 か月以上18か月以内							